

《鳴門市農業委員会 5月総会 議事録》

開催日時 令和7年5月27日(月) 午後2時

開催場所 鳴門市消防庁舎 3階会議室

出席委員	1 番 栗田 和美	2 番 石園 順市	3 番 稲木 伸顕
	4 番 井上 富夫	5 番 大西 善郎	6 番 小川 佳
	7 番 海山 貞佳	8 番 川添 誠司	9 番 小林 幸男
	10 番 里見 廣治	11 番 杉本 英昭	12 番 高田 吉敏
	13 番 竹村 昇	14 番 中井 弘	15 番 西川 公昭
	16 番 西川 美鈴	17 番 濱堀 秀規	18 番 林 博子
	19 番 藤江 厚子	20 番 向 栄治	

議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	2 件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について	1 件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について	1 件
議案第5号 農用地利用集積等促進計画の承認について	143 件

報 告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	6 件
② 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1 件
③ 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1 件
④ 農地であることの証明願について	1 件
⑤ 非農地証明願について	2 件

事務局長 それでは、ただいまから令和7年5月の農業委員会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、大西会長よりご挨拶をお願いします。

大西会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございました。
それでは事務局より委員定数のご報告を申し上げます。
委員定数20名の内、出席委員20名であり、全員出席していただいておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この会議が成立していることをご報告申し上げます。
進行につきましては大西会長よりお願いいたします。

大西会長 はい。それでは座って議事進行させていただきます。
議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。議事録署名人は、10番 里見委員さん、13番 竹村委員さんをお願いいたします。
それではこれより、議案に基づき議事を進行してまいります。

 『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長 <1. 農地法第3条の規定による許可申請について 2件>
 ・申請番号1～2について申請内容説明

大西会長 申請番号1は私の方から説明させていただきます。

 譲受人は北灘町で水稻や野菜を栽培する農家でございます。
譲渡人は年齢的に経営規模の縮小を考えており、農地を譲る先を探していたところ、申請地の周りにまとまって農地を所有している譲受人との贈与の話がまとまり、本申請になりました。
申請地はこれまでも水稻が栽培されており、取得後も継続して栽培する計画であります。
適切に農地を利用するとの意見も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと思います。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番について、地元委員さんからのご意見をお願い申し上げます。

藤江委員 譲受人は大麻町で水稻と柑橘を栽培する農家です。
譲渡人は農業をする人がおらず、農地を譲る先を探していたところ、近隣で耕作している譲受人との話がまとまり本申請にいたしました。
申請地は現在休耕地ですが、農地として再生させ、水稻を栽培する計画です。また、一部竹林となっている部分がありますが、現在所有者の許可を得て伐採を行っており、整地後は、柑橘類を栽培する予定です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。
以上で、『議案第1号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第2号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。
事務局より申請内容の説明をお願いします。

事務局係長 <2. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

大西会長 次に、地元委員さんよりご意見を願います。
申請番号1番について、地元委員さんからご意見を願います。

栗田委員 申請番号1。
1番。譲受人、譲渡人はそれぞれ甘藷等を栽培する認定農業者です。農地の名義を現状に合わせるため、分筆を行い農地の交換等の手続きを行っていましたが、申請地について農地法上の手続きが行われていないことが判明したため、本申請により適法状態とするものです。
事業計画では、既にコンクリート敷き鉄骨造2階建の農業用倉庫・作業所として利用しており、新たな工事は行いません。
取水は既存水道より取水し、排水は隣接水路に排水することについて、地元総代会の同意を得ています。
周辺農地への防除措置として周囲にコンクリート擁壁を設け、隣地に影響を与えないようにしています。
ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、大谷川橋から東へ約360mに位置しており、農業振興地域内農用地区域内農地に該当します。
今回の申請に先立って、農業振興地域整備計画の農用地から農業用施設用地への用途区分変更申請がなされており、その手続きが完了しています。
また、地域計画について、農業上の利用に関するものは事後の変更が可能であるため、今回の許可申請を受付けています。
農用地区域内農地は農地転用が制限される土地ですが、本件は農地転用の不許可の例外である、農地法第5条第2項ただし書き「農用地区域内農地を農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当しており、許可することができます。
なお、4条許可は農業用倉庫・作業場、5条許可は進入路となっています。
今回の申請にあたり、今後このようなことがないよう農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

それではお諮りいたします。

申請番号1番について、許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

申請番号1番については原案どおり許可といたします。

以上で、『議案第2号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。

事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長

<3. 農地法第5条の規定による許可申請について 1件>

・申請番号1について申請内容説明

大西会長

次に、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

申請番号1番について、地元委員さん、お願いいたします。

栗田委員

申請番号1。

1番。先ほど4条許可申請番号1で説明した案件と同一事業であることから、同意見になります。

よろしくお願いします。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。

事務局からの説明はありますか。

事務局係長

先ほどの4条許可での説明の通りですので、ありません。

大西会長

それではお諮りいたします。

申請番号1番について許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

申請番号1番については原案どおり許可といたします。

以上で、『議案第3号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』相続税の納税猶予に関する適格者証明書についての審議に入ります。

申請内容について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局係長

<4. 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について 1件>

・申請番号1について申請内容説明

大西会長

次に、地元委員さんよりご意見をお願いいたします。

申請番号1番について、地元委員さん、ご意見をお願いいたします。

海山委員

7番から報告・説明させていただきます。

申請者は大津町木津野で梨を生産栽培している農家でございまして、生産の場所はすべて梨栽培をしております。

申請人は父親の病状が悪化していた関係で3年前から梨農家を専業としてやってきております。

非常に真面目な方のご様子で、栽培意欲も感じられるということで、引き続き農業経営も続けていくという意思も確認できております関係上、今回の相続税猶予について申請許可をしても問題無いと思っておりますので、審議をよろしく願いいたします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番について原案どおり承認すること
といたします。
以上で『議案第4号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第5号』農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農
用地利用集積等促進計画についての審議に入ります。
この案件について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局係長 <5. 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等
促進計画について 143件>

大西会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いいたします。
竹村委員。

竹村委員 農地中間管理機構が入った場合、最初は金銭については貸人・借人同士でや
り取りしていくと聞いていましたが、今は耕作者が地権者にお金を払えない場
合は農地中間管理機構がお金を立て替えると言っているようですが、もし払えな
いままなのであればずっと立て替えるのですか。
農地中間管理機構の話が変わり続けています。最初はそんなことはできない
と言っていました。
農地中間管理機構であることから貸しているという人もいます。
今、作物によっては、賃料を払えない農家もたくさんいます。それが3年、
4年と続いたら農地中間管理機構はどうするのですか。

事務局次長 以前、徳島県農業開発公社の方が合同会議に来られた時は、耕作者の方が支
払えなくなった場合に立て替えることはできないという説明だったのですが、
1年は待っていただいてそれでも払ってもらえない場合には解約になるという
様に、変わってきているという形になっております。

竹村委員 農地中間管理機構に預けて安心していたのに、心配になったという農家もい
ます。

事務局次長 竹村委員が仰いました、3年か4年続いたら、という話は農業開発公社の方
から説明があったのですか。

竹村委員 最初にここで説明があった時はそんなことはできないと言っていたのに、話
が変わって1年間は立て替えてくれると聞きました。
さらに、今の話では1年だけは立て替えてそれ以降払わなかったら解約する
ということです。
解約するといっても大きい金額だった場合、それだけで済むのですか。

1町や1町5反の田を5万円で借りていた場合、1町あれば50万円になります。50万円が0になるわけです。

解約してタダになるのならそっちの方が良いではないですか。そういうことがいくらかでも出来てしまいます。

今でも、去年のレンコンであれば5万円で、それを待つてほしいというケースが何件も出て来ています。2年以上待つているところもあります。農地中間管理機構であれば、それを支払ってくれるのですか。

事務局次長 私の方も最新の対応を確認できておりませんので、農業開発公社の方から最終的な回答をいただいて、事務局の方から報告をさせていただくということによってよろしいでしょうか。

竹村委員 何も言わずにころころと変えていっているのはおかしいと思います。
1年間立て替えてもらって、その後払わないと言って解約すればタダで借りられるのであればそうすると思います。差し押さえの権利もないのですから。

事務局次長 竹村委員の質問について、ケースバイケースあるとは思いますが、農業開発公社の方に再度確認させていただいて、また報告させていただければと思います。

竹村委員 鳴門市の利用権設定を解約して、安心できるということで農地中間管理機構に切り替えているケースもあります。

事務局次長 所有者の方にとっては公的な機関で設定した方が安心できるということで切り換えている人もいるという話は聞いております。
また確認させていただき、報告させていただきます。

大西会長 これでよろしいですか。他にご質問は。
ご質問は無いようですので、採決いたします。
『議案第5号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 それでは、『議案第5号』については原案どおり承認いたします。
以上で『議案第5号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第6号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括しての説明を求めます。

事務局係長 <6. 報告事項 11件>
① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 6件
② 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 1件
③ 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 1件
④ 農地であることの証明願について 1件
⑤ 非農地証明願について 2件

大西会長 ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

無いようでございますので、『議案第6号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案は全てご審議いただきました。

その他、何かございますか。

はい。竹村委員。

竹村委員 ○○の耕作放棄地の件について、今日の新聞に載っているのですが、最高額については個人がしても20数万円まで受け取ることが出来るのですか。

事務局次長 その件については県の耕作放棄地の再生補助事業を活用しておりまして、その件の補助事業の方は再生面積について反当たり7万円という形になっております。市のように上限が定まっているのではなく、反当たり7万円という形で県の方から補助がされます。

竹村委員 ○○は多くの自己負担がかかっていますね。全額20数万円下りるのかと思っていましたが、7万円しか下りないのですね。

事務局次長 1反当たり7万円です。

竹村委員 新聞には最高額20数万円と書いてあった様に思います。
補助事業でしているという話ですが、7万円であれば補助事業でも何でもありませんね。土建屋等は1反当たり5万や10万ではしてくれないと思います。
○○の耕作放棄地再生面積はかなり広がったと思いますが。
それでは個人ではできませんね。

事務局次長 面積が大きくなれば補助も大きくなっていきます。

大西会長 他にございますか。事務局、何かございませんか。

事務局 ありません。

大西会長 無いようでございますので、これをもちまして令和7年5月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時35分
令和7年5月27日

会 長 大西 善郎

議事録署名者 里見 廣治

議事録署名者 竹村 昇